事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 31 日
経済産業政策局産業創造課
ＧＸグループＧＸ推進企画室

経済産業省は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第４項第２号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正するので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

１．命令等の題目

事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省、経済産業省第六号）の一部を改正する告示

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

本件は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な事項を定める告示を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第２号に該当するため、事前の案の公示及び意見の募集は行いませんでした。